

## 第4編 雪害編

### 第2章 災害応急対策計画

第1節	災害応急対策計画の概要	601
第2節	避難警戒体制の確立	602
第3節	避難の指示等、避難所の開設等	604
第4節	気象予報及び降積雪情報等の収集伝達	604
第5節	災害情報等の収集報告	604
第6節	災害通信	604
第7節	災害広報	605
第8節	道路除雪	606
第9節	屋根雪降ろし	609
第10節	地域ぐるみ除排雪	610
第11節	救出・救助活動	611
第12節	自衛隊の派遣要請依頼	611
第13節	広域応援要請依頼	611
第14節	交通規制	611
第15節	医療救護	611
第16節	公共施設等の応急復旧	611
第17節	緊急輸送	611
第18節	遺体の捜索、処理、埋葬	611
第19節	飲料水等の供給	612
第20節	食料の供給	612
第21節	緊急生活物資の供給	612
第22節	災害救助法の適用	612
第23節	災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保	612
第24節	防疫・衛生活動及び被災者の心のケア	612
第25節	障害物の除去	612
第26節	廃棄物の処理活動	612
第27節	応急仮設住宅の建設	613
第28節	建築物の被害調査・応急危険度判定及び住宅の応急修理	613
第29節	文教対策	613
第30節	農業対策	613
第31節	孤立集落対策	613
第32節	義援金品の受付・配分	613
第33節	災害警備及び市民消費生活の安定	613
第34節	ライフライン施設の応急復旧	613



## 第1節 災害応急対策計画の概要

災害応急対策計画とは、災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、住民の生命・身体の保護を第一義とし、あわせて防災施設の保護、住民の財産の保護、社会秩序の維持を目的とする。

その主な概要は次のとおりである。

### 1 道路除雪、屋根雪降ろし、地域ぐるみ除排雪

雪害時における応急対策活動で中心となるのは、道路除雪、屋根雪降ろし等の除排雪活動である。第8節で「道路除雪」、第9節で「屋根雪降ろし」、第10節で「地域ぐるみ除排雪」について記述し、その対策を示している。

### 2 警戒避難体制の確立及び情報の収集連絡

雪害に対する警戒避難体制の確立及び情報の収集連絡は、第2節で「避難警戒体制の確立」第4節で「気象予報及び降積雪情報等の収集伝達」について記述し、その対策を示している。

### 3 人命の救助

雪害により生じた人命の救助については、第2編「震災編」第2章第6節「救出・救助活動」を準用する。

### 4 被災者への生活支援

人命の救助活動に続いて、被災者への生活支援を行う。第19節で「飲料水等の供給」、第20節で「食料の供給」、第21節で「緊急生活物資の供給」について、また、第27節で「応急仮設住宅の建設」、第28節で「建築物の被害調査・応急危険度判定及び住宅の応急修理」、第34節で「ライフライン施設の応急復旧」について記述し、その対策を示している。

### 5 その他

当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持等に努める。第33節で「災害警備及び市民消費生活の安定」について記述するほか、第29節で「文教対策」、第32節で「義援金品の受付・配分」を記述し、その対策を示している。

## 第2節 避難警戒体制の確立

担当課	全課
-----	----

### 1 雪害における市の配備体制・基準等

雪害における市の配備体制・基準等は、次のとおりとする。

配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動等）
警戒準備配備	①風雪、なだれ、大雪注意報の1つ以上が発令	◎総務課及び関係課の担当職員 ↓ [勤務時間内] ＝課内で待機 [勤務時間外] ＝自宅又はすぐに参集できる場所で待機 *都市建設課職員は、状況に応じて建設機械格納庫にて除雪体制をとる	・気象情報、降雪・積雪情報等の収集 ・連絡体制の確認 ・状況に応じて除雪作業実施
第1警戒配備 [責任者：総務課長] [副責任者：都市建設課長]	①暴風雪、大雪警報の1つ以上が発令	◎総務課及び関係課の担当職員 ↓ [勤務時間内] ＝課内で待機 [勤務時間外] ＝本庁総務課に自動参集（関係課職員は自席に参集） *都市建設課職員は、状況に応じて建設機械格納庫にて除雪体制をとる	・気象情報、降雪・積雪情報等の収集 ・連絡体制の確認 ・状況に応じて除雪作業実施
第2警戒配備 [準雪害警戒本部] [本部長：総務部長] [副本部長①：産業建設部長] [副本部長②：民生部長]	①暴風雪、大雪警報の1つ以上が発令され、危険な状態が予想されるとき ②暴風雪等による被害発生が特定の地区に予想されるとき	◎総務部長、産業建設部長、民生部長 ◎総務課長及び関係課の課長、職員 ↓ [勤務時間内] ＝課内で待機 [勤務時間外] ＝本庁総務課に自動参集（関係課職員は自席に参集） *関係課職員に一斉メールを送信 *都市建設課職員は、状況に応じて建設機械格納庫にて除雪体制をとる	・気象情報、降雪・積雪情報等の収集 ・連絡体制の確認 ・除排雪作業実施 ・該当地区自主防災組織代表に連絡 ・該当地区に対する「注意喚起」の広報 ・避難所開設準備 ・避難誘導準備
特別警戒配備 [雪害警戒本部] [本部長：市長] [副本部長①：副市長] [副本部長②：教育長]	①暴風雪、大雪警報の1つ以上が発令され、危険な状態が継続し、災害の発生が予想されるとき ②暴風雪等による被害発生が局所的に発生	◎雪害警戒本部員 [庁議メンバー] ◎本部長が指定した職員 ↓ 本庁舎特別会議室に参集（総務課から参集を連絡） ◎本部長が指定した職員 ↓	・気象情報、降雪・積雪情報等の収集 ・連絡体制の確認 ・除排雪作業実施 ・非常配備体制に移行できる諸準備 ・避難所の開設

	したとき	担当活動を開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の避難誘導準備</li> <li>・該当地区自主防災組織代表、自治会長に連絡</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等避難発令</li> <li>・避難指示発令</li> </ul>
<p>非常配備</p> <p><b>[雪害対策本部]</b></p> <p>[本部長：市長]</p> <p>[副本部長①：副市長]</p> <p>[副本部長②：教育長]</p>	<p>①暴風雪、大雪、雪崩等により、大規模な災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>②局所的な災害であっても甚大な被害が予想されるとき</p> <p>③市域に「大雪」、「暴風雪」特別警報が発表されたとき</p>	<p>◎雪害対策本部員 [庁議メンバー]</p> <p>◎本部長が指定した職員</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>本庁舎特別会議室に参集 (雪害警戒本部から参集を連絡)</p> <p>◎全職員</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>本計画の指定場所に参集 (各部課長から参集を連絡)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画に定める非常配備の諸活動</li> </ul>

\* 市長は、気象状況や被害の程度などに応じ、上記の配備基準に拘わらず、必要な配備体制を職員に指令するものとする。

\* 上記配備体制の各責任者に事故あるときは、次順位の職の者が代行する。

\* その他の事項については、第3編「風水害・火災編」第2章第2節「避難警戒体制の確立」の「災害」を「雪害」と読み替えて準用する。

### 第3節 避難の指示等、避難所の開設等

第3編「風水害・火災編」第2章第3節「避難の指示等、避難所の開設等」を準用する。

### 第4節 気象予報及び降積雪情報等の収集伝達

第3編「風水害・火災編」第2章第4節「気象予報・降雨情報等の収集伝達」を準用する。なお、注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準については、次のとおりである。

【注意報、警報の種類及び発表基準】・・・資料編「3-21」

### 第5節 災害情報等の収集報告

第3編「風水害・火災編」第2章第5節「風水害・火災の災害情報等の収集報告」を準用する。

### 第6節 災害通信

第2編「震災編」第2章第3節「災害通信」を準用する。

## 第7節 災害広報

担当課	企画政策課
-----	-------

第3編「風水害・火災編」第2章第7節「災害広報」を準用するほか、広報の内容及び広報案文は次のとおりとする。

### 1 広報内容

- ア 指定した雪捨て場以外への雪捨て禁止
- イ 除雪の支障となる路上駐車禁止
- ウ 除雪道路への雪捨て禁止
- エ 水あがりとなる水路等への雪捨て禁止
- オ 雪捨て場へのごみの不法投棄の禁止
- カ 降雪時のマイカー使用の自粛

#### ○広報案文

〔案文1〕大雪に関する情報の周知と住民への注意喚起

只今（現在）県内に（は）大雪警報が発令されました。（ています。）  
 県内では（今夜宵のうちにかけて）積雪〇〇センチメートル以上となる見込みです。  
 交通機関は厳重に警戒してください。  
 また、路面の凍結によるスリップ事故にも十分注意してください。

〔案文2〕交通復旧状況の周知と対応行動の指示

このたびの集中豪雪により、交通が途絶しておりました県道△△線は、本日正午から開通致しました。  
 しかしながら、除雪後の道路幅が十分ではありませんので、徐行運転をお願いします。  
 なお、路面の凍結によるスリップ事故にも十分注意して下さい。

## 第8節 道路除雪

担当課	都市建設課
-----	-------

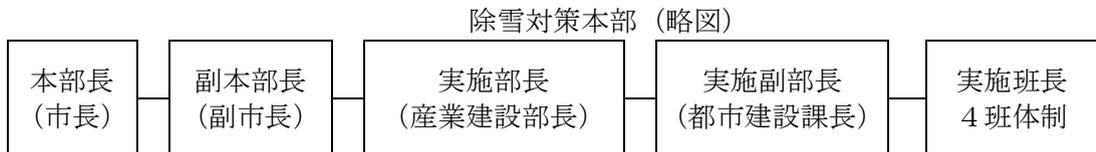
冬期間における管内主要幹線の交通が、積雪により支障を生じたとき除雪を実施し、災害の未然防止を図るとともに雪害及びその他災害の応急対策の円滑な遂行を図り住民生活及び産業経済活動の安定を期するものとする。

### 1 実施機関

機 関 名	実 施 内 容
国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所高岡国道維持出張所	道路除雪計画に基づき、国道（指定区間）の除雪を行う。
富山県高岡土木センター 小矢部土木事務所	当該年度道路除雪基本計画に基づき、管内の国道（指定区間外）、県道を除雪する。
中日本高速道路株式会社 金沢支社	道路除雪計画に基づき、高速道路の除雪を行う。
富山県道路公社	道路除雪計画に基づき、高速道路の除雪を行う。
市	当該年度「道路除雪基本計画」に基づき、市道の除雪を行う。

### 2 除雪体制

(1) 除雪組織除雪は、除雪対策本部（本部長は市長）を設置して実施する。本部業務は、都市建設課が行うものとする。



(2) 活動

- ア 実施部長が、必要と認めたとき、除雪活動を実施するものとする。
- イ 出動基準は、平常時新積雪 10 cm以上とずる。

(3) 災対本部との関係除雪対策本部は、小矢部市雪害対策本部が設置された場合は、小矢部市災害対策本部の組織及び運営に関する規程の定めるところによって、災害対策本部に統轄されるものとする。

### 3 除雪計画区分

機械除雪可能な市道を基準とし、路線の性格等諸要件を勘案し、次のように区分する。

高速・低速除雪の区分

- ・高速除雪路線.....通勤通学に間に合うよう早朝から除雪する幹線市道等
- ・低速除雪路線.....快適な生活を確保するため除雪する生活圈市道等

確保車線の区分

- ・二車線確保路線.....幅員 6.5 m以上の市道等
- ・一車線確保路線.....幅員 6.5 m未満の市道等

(注) ただし、上記事項は、豪雪時を除く。

#### 4 除雪作業

除雪作業は、保有除雪機械の型式並びに道路現況等を勘案し、保有除雪機械を他に貸与して行う貸与除雪、並びに他より除雪機械及びオペレーターを借り上げて行う借上除雪に分けて行うものとする。

除雪出動基準は、原則として次のとおりとする。

ア 車道除雪・・・新降雪深が 10cm 以上になったとき。

イ 歩道除雪・・・歩道上の積雪深が 20 cm 以上になったとき。

(ただし雪質、地形等によってはこの限りではない。)

##### (1) 除雪班の編成

除雪作業の円滑化を図るため、4班編成とする。

班編は、各班中3日が出動とし、各班引継ぎは午前9時とする。

##### (2) 作業

車種	作業内容
ダンプトラック、 タイヤショベル	主として幹線市道を高速除雪する
ロータリー除雪車	市役所を起点としてパトロールにより随時出動する。

##### (3) 作業時間

主要幹線市道及び通学バス路線において通行に支障なきよう運行（高速除雪可能路線）し、積雪予報等により早期出動する。とくに積雪多量の場合は、昼夜を問わず続行する。

##### (4) 除雪機械

除雪機械の台数は、次のとおりである。

除雪トラック、ダンプ 6台（市所有）

除雪ブルドーザ 11台（市保有）

除雪ホイールドーザ 1台（リース）

除雪グレーダー 1台（市保有）

ロータリー除雪車 2台（市保有）

ロータリー歩道除雪車 6台（市保有）

タイヤショベル等 32台（内市保有11台、リース等31台）

民間借上 52台（タイヤショベル、ブルドーザー、グレーダー）

市保有除雪機械（リース車含む）の機種及び台数は、次のとおりである。

【市有除雪機械の配置状況】・・・資料編「8-9」

##### (5) 民間除雪機械所有者への協力依頼

積雪等の状況により、民間の除雪機械所有者に協力を要請する。

#### 5 カーブ等危険箇所への凍結防止剤の散布

道路交通の安全確保のため、カーブ及び急坂等危険箇所へ凍結防止剤を散布するものとする。

#### 6 歩道除雪

歩行者の安全を確保するため、住民の協力を得て歩道除雪の徹底を図るものとする。

## 7 除雪パトロール

パトロール班は、管内を適時パトロールし、除雪作業の指示及び作業後の路面状況の確認を行うものとする。

## 8 関係機関との協力体制

### (1) 警察署

除雪実施計画について協力要請するほか、路上放置物件の取締り、交通整理、情報の収集等を行うものとする。

### (2) 消防機関冬期間の火災予防について小矢部消防署は、広報に努めるほか消火栓、防火水槽の除雪を実施するものとするが、消防本部のみでは困難なときは市除雪対策本部の協力を求め消防水利の確保に努めるものとする。

### (3) 交通安全協会等道路交通の安全を確保するため、警察署等関係機関と連絡のうえ路上放置物件の取締り、交通整理等に協力するとともに路上に駐車しないよう周知徹底を図るものとする。

## 第9節 屋根雪降ろし

担当課	総務課、社会福祉課、健康福祉課
-----	-----------------

### 1 屋根雪降ろしの指導

積雪による建築物の倒壊を防止するために、積雪がおおむね70 cmになったら、屋根の雪降ろしをするよう市民に呼びかける。また、建築物の構造、雪の状態等によっては早めの雪降ろしを実施し、雪降ろしの際は、次の事項に注意するよう指導するものとする。

- ア 雪降ろしの際は、必ず命綱をつける。
- イ 非常口、避難通路等を確保する。
- ウ プロパンガスのホース等に注意する。
- エ 電線、電話線等に注意する。

### 2 除排雪困難世帯の除排雪対策

一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、身体障害者、母子家庭等の除排雪困難世帯について、消防団、自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、屋根雪等の排雪に万全を期す。

### 3 公共建物の除排雪

学校、保育所、社会教育施設等公共建物について、日常の維持管理、安全点検を強化するとともに、適時適切に除排雪の励行に努めるものとする。

## 第10節 地域ぐるみ除排雪

担当課	企画政策課、生活環境課、総務課
-----	-----------------

豪雪時において住民の日常生活の安全性を確保するためには、地域住民が協力し自主的に防災体制を整備し、地域の防災に積極的に取り組むことが重要であり、地域住民による組織的除排雪活動を推進するものとする。

### 1 効率的な除雪の推進

- (1) 一斉除排雪の実施一斉除排雪の実施にあたっては、時間、排雪場所、経路等について降積雪状況及び地域の実情に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図るものとする。
- (2) 関係機関等への協力要請排雪場所、除排雪機械等の確保のため、関係機関、建設業者に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求めるものとする。
- (3) 雪捨て場雪捨て場は、次の2箇所とする。
  - ・島分橋下流右岸（小矢部川堤防）
  - ・鴨島橋上流左岸（小矢部川堤防）

## 第11節 救出・救助活動

第2編「震災編」第2章第6節「救出・救助活動」を準用する。

## 第12節 自衛隊の派遣要請依頼

第2編「震災編」第2章第9節「自衛隊の派遣要請依頼」を準用する。

## 第13節 広域応援要請依頼

第2編「震災編」第2章第10節「広域応援要請依頼」を準用する。

## 第14節 交通規制

第2編「震災編」第2章第11節「交通規制」を準用する。

## 第15節 医療救護

第2編「震災編」第2章第12節「医療救護」を準用する。

## 第16節 公共施設等の応急復旧

第2編「震災編」第2章第13節「公共施設等の応急復旧」を準用する。

## 第17節 緊急輸送

第2編「震災編」第2章第14節「緊急輸送」を準用する。

## 第18節 遺体の搜索、処理、埋葬

第2編「震災編」第2章第15節「遺体の搜索、処理、埋葬」を準用する。

## 第19節 飲料水等の供給

第2編「震災編」第2章第16節「飲料水等の供給」を準用する。

## 第20節 食料の供給

第2編「震災編」第2章第17節「食料の供給」を準用する。

## 第21節 緊急生活物資の供給

第2編「震災編」第2章第18節「緊急生活物資の供給」を準用する。

## 第22節 災害救助法の適用

第2編「震災編」第2章第19節「災害救助法の適用」を準用する。

## 第23節 災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保

第2編「震災編」第2章第20節「災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保」を準用する。

## 第24節 防疫・衛生活動及び被災者の心のケア

第2編「震災編」第2章第21節「防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施」を準用する。

## 第25節 障害物の除去

第2編「震災編」第2章第22節「障害物の除去」を準用する。

## 第26節 廃棄物の処理活動

第2編「震災編」第2章第23節「廃棄物の処理活動」を準用する。

## 第 27 節 応急仮設住宅の建設

第 2 編「震災編」第 2 章第 24 節「応急仮設住宅の建設」を準用する。

## 第 28 節 建築物の被害調査・応急危険度判定及び住宅の応急修理

第 2 編「震災編」第 2 章第 25 節「建築物の被害調査・応急危険度判定及び住宅の応急修理」を準用する。

## 第 29 節 文教対策

第 2 編「震災編」第 2 章第 26 節「文教対策」を準用する。

## 第 30 節 農業対策

第 2 編「震災編」第 2 章第 27 節「農業対策」を準用する。

## 第 31 節 孤立集落対策

第 2 編「震災編」第 2 章第 28 節「孤立集落対策」を準用する。

## 第 32 節 義援金品の受付・配分

第 2 編「震災編」第 2 章第 29 節「義援金品の受付・配分」を準用する。

## 第 33 節 災害警備及び市民消費生活の安定

第 2 編「震災編」第 2 章第 30 節「災害警備及び市民消費生活の安定」を準用する。

## 第 34 節 ライフライン施設の応急復旧

第 2 編「震災編」第 2 章第 31 節「ライフライン施設の応急復旧」を準用する。

